

(仮称) 文京区公契約条例骨子案について

1 概要

区における公契約条例については、関係団体との意見交換や先行自治体の取組について情報収集を行いながら、制定に向けて検討を進めてきたところである。この度、(仮称)文京区公契約条例(以下「条例」という。)の骨子案をまとめたので、報告する。

2 条例制定の趣旨

これまで区では、多様な入札及び契約方式の活用、社会保険労務士による労働条件モニタリング等の実施により公契約に係る労働者の労働環境の整備に配慮すること及び公契約における適正な履行と良好な品質の確保を図ることに努めてきた。

一方で、近年、少子高齢化の進行等による働き方改革の推進に向けた取組が求められる中、必要な人材が集まりにくくなっているなど公契約を取り巻く状況に変化が生じてきている。

このような状況において、公契約の適正な履行及び品質の確保に向けた取組を更に充実させるため、条例の制定を目指すものである。

本条例は、区が受注者との間で締結する一定の契約等において、区長が定める額以上の報酬を業務に従事する労働者等に支払うことを約定することなどを定め、労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事・公共サービスの品質の確保等を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 条例骨子案

別紙のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年3月	パブリックコメントの実施
6月	条例案を議会に提出
令和7年4月	条例施行

(仮称) 文京区公契約条例骨子案

1 条例の目的

公契約について基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 主な用語の定義

この条例において、使用する用語の定義は、以下のとおりです。

用語	定義
① 公契約	区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
② 受注者	区と公契約を締結する者をいう。
③ 受注関係者	次に掲げる者をいう。 ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者 イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、受注者又はアに掲げる者に次の④のアに掲げる労働者を派遣する者
④ 労働者等	次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） イ 受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

3 基本方針

区における公契約に係る基本的な方針は、次に掲げる事項とします。

- ・公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- ・公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- ・談合その他の不正行為を排除すること。
- ・労働者等の適正な労働条件の確保及び労働環境の整備に配慮すること。
- ・区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。

4 区及び受注者の責務

区は、公契約の適正化を図りつつ、持続可能な地域経済の実現に資するよう努め、3の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとします。

受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区の公契約に係る施策に協力するよう努めるものとします。また、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めるものとします。

5 適用範囲

次の6から11までの事項については、以下のアからウまでの公契約に適用することとします。ただし、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しないこととします。

ア 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約

イ 予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

6 労働者等の労働報酬

区は、5に定める公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとします。

7 労働報酬下限額の決定等

(1) 労働報酬下限額は、次の労働者等の区分に応じて定める事項その他の事情を勘案して、定めることとします。

ア 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等

農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価

イ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定に係る業務に従事する労働者等

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準

(2) 労働報酬下限額を定めようとするときは、区長の附属機関として設置する（仮称）文京区公契約審議会（以下「公契約審議会」という。）の意見を聴いた上で、区長が決定し、その後告示するものとします。

8 労働者等の申出

労働者等は、支払われるべき労働報酬が支払われないとき又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に対して、その事実の申出をすることができるものとします。

9 報告及び立入調査

労働者等から8の申出があったとき又は条例に定める約定事項の遵守状況を確認する必要があるときは、区は、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求めるとことや区職員が立入調査をすることができるものとします。

10 約定する事項

5の適用範囲の公契約においては、6に定める事項のほか、以下の事項について約定することとします。

① 労働関係法令の遵守	受注者は、2の④のアに該当する労働者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
② 労働者等との契約条件	受注者は、2の④のイに該当する者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、その条件を①の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
③ 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
④ 労働条件等の区への報告	労働者等に係る労働条件等に関する事項を区に報告しなければならないこと。
⑤ 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額等について作業所等に掲示し、又は労働者等に書面を交付しなければならないこと。
⑥ 不利益な取扱いの禁止	受注者は、労働者等から申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等に対して解雇等の不利益な取扱いをしてはならないこと。
⑦ 報告の求め及び立入調査への対応	受注者は、9の報告の求め及び立入調査に応じ、協力すること。
⑧ 約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し是正するために必要な措置を講じるよう求めることができること。

⑨ 約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、⑧の求めを受けたときは、違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告をすること。
⑩ 公契約の解除等	受注者又は受注関係者が区の報告の求めや違反を是正する措置の求めに応じなかったときや虚偽の報告を行ったときなどは、区は公契約を解除等することができ、当該解除等により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
⑪ 損害賠償	区が⑩による公契約を解除等した場合において、区に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならないこと。
⑫ 公契約の解除等に係る違約金	区は、⑩による公契約を解除等したときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
⑬ 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、約定事項について、受注関係者が受注者に準じて約定事項を遵守することとなるよう約定すること。

11 公表

区は、10の⑩による公契約の解除等をしたときは、公表することができるものとし、また、区は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとし、

12 公契約審議会の設置

区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申するため区長の附属機関として、公契約審議会を設置します。

公契約審議会は、学識経験者、労働者団体関係者及び事業者団体関係者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織します。

13 委任

条例の施行に関する必要な事項については、規則で別に定めます。